

## 岐阜県イベント・コンベンション誘致推進事業費補助金採択基準

### (目的)

第1条 県は、経済波及効果の大きいイベント・コンベンションを積極的に開催・誘致し、即効的な景気対策や情報発信及び地域活性化に資するため、イベント・コンベンションの開催に対し予算の範囲内で補助金を交付する。

### (対象事業者)

第2条 前条の補助金の交付対象事業者は、法人、任意団体、個人を問わず、補助の対象となるイベント・コンベンションを主催する者とする。ただし、県が参加する任意団体は補助を受けることができない。

### (対象事業)

第3条 補助の対象とする事業は、次の表に掲げるイベント・コンベンション等の事業で、県内で開催されるものとする。

事業区分	細目
一 大規模イベント	(1) 誘客数が1万人以上見込まれるもの (2) 全国からの参加(来場)が見込まれるもの
二 大規模コンベンション	(1) 参加者が200人以上であるもの (2) 本県を含む3県以上から参加があり宿泊を伴うもの
三 エクスカーション	コンベンションの主催者によって企画され、あらかじめ参加者に対して周知されたコンベンション後の観光・視察等で、参加者が100人以上であるもの

2 前項の規定に関わらず、次に掲げるイベント・コンベンション等は、補助の対象としない。

- 一 政治的又は宗教的活動を目的とするもの。
- 二 営利を目的とするもの。
- 三 国又は地方公共団体が主催するもの。
- 四 目的が公序良俗に反するもの。
- 五 地方自治体から公共施設の指定管理者として指定されている場合、指定管理に係る協定書等により実施が定められているもの。
- 六 花火大会
- 七 毎年継続的に岐阜県内で開催されているもの。
- 八 その他、財政的支援が不相当と認められるもの。

### (補助金の額)

第4条 補助の額の上限は、次の表の各事業区分に示す額とする。

事業区分	上限額
一 大規模イベント	対象事業費に2分の1を乗じて得た額、もしくは10,000千円のうち低い方の額
二 大規模コンベンション	国内の参加者について一人当たり2,000円を乗じた額と外国からの参加者について一人当たり5,000円を乗じた額の合計、若しくは3,000千円のうち低い方の額
三 エクスカーション	参加者一人あたり1,000円を乗じた額

2 第1項の規定にかかわらず、他者の補助、協賛金、入場料等の収入がある場合は、前項に規定される額と対象事業費から当該収入を差し引いた額とを比較し、低い方の額を補助の額の上限とする。

3 補助金の単位は千円とし、端数は切り捨てるものとする。

(対象事業費)

第5条 補助の対象とする事業費は次の表に該当する経費とする。

内 訳	内 容
総務費	企画設計委託費、旅費、会議費、役務費、保険料、著作権使用料、消耗品費、借上料(事務・会議に関するものに限る)
会場費	会場設営費、借上料(総務費・広報宣伝費に含まれるものを除く)、会場撤去費
展示演出費	展示設営費、パネル等作成費、ブース設営費、会場演出委託費
行催事費	出演料、来賓謝礼、出演者・来賓旅費、出演者・来賓食糧費、エクスカージョン実施経費
広報宣伝費	広告掲載費、印刷費、借上料(広報に関するものに限る)
会場運営費	運営(案内、警備、舞台運営等)に係る人件費、運営委託費、消耗品費

2 歓迎レセプション及びそれに類する事業に係る経費については、補助の対象としない。

3 出演者・来賓の旅費、食糧費の上限は別に知事が定める。

4 補助金の対象となる事業費は、原則として交付決定のあった日以降に支出されたものでなければならない。ただし、事業費の性格上又はやむを得ない理由がある場合においては、この限りではない。

(要綱への委任)

第6条 本基準に定めるものの他、補助に必要な事項は、別に要綱を定める。

附 則

この基準は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成27年4月1日から施行する。